

第6章

計画の推進

I 計画の推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉を推進する上で、本計画の考え方や施策の展開方向について、地域・住民・ボランティア・NPO・福祉活動団体・医療・福祉関係者など全ての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市のホームページなどへの掲載や各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、計画を広く住民に周知していきます。

(2) 連携体制の強化

地域福祉施策やその他地域づくりに関連する事業を総合的かつ効果的に推進することができるよう、庁内はもとより、行政や社協、関係機関、事業所、地域組織、関係団体、市民等の組織の枠や、保健、医療、福祉、教育、労働等の分野の枠を超え、横断的に連携する体制の整備に取り組みます。

また、行政と社協は適切な役割分担を担うとともに、役割が重複する施策、取組の実施に際し情報共有を進めることで、効率化や有効性の向上を図ります。

2 計画の進捗管理

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、庁内の関係各課や関係機関との連携を図り、進捗状況確認シートを用いて計画の進捗管理を行います。PDCAサイクルに基づき、必要に応じて取組の見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。

